島根県消費者センター

消費者被害注意情報

201711号

平成29年12月13日 島根県消費者センター

田邊(相談)・立花(啓発)

Tel:0852-22-5103 Fax:0852-32-5918

E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

「友人の誘いを断れなくて」

若者に忍び寄るマルチ取引のワナ

会社の同僚、学校時代の先輩や後輩…「頼まれたからつい」「人間関係を壊したくない」 そんな心理を突いて誘ってくるのがマルチ取引。県内でも相談が増えていますのでご注意を。

相談

(事例1)

以前の勤め先の同僚から勧められ、大阪での説明会にでかけた。海外に本社のあるA社が運営するインターネット上のショッピングモールで、60万円支払うとエリアオーナーになれる、という説明だった。「資産運用で仮想通貨が何倍にも増え、人を紹介すると紹介料も入る。」と勧められ、5口約300万円分を購入契約し、知人も1人紹介した。しかし仮想通貨は増えず、知人からも責められた。自分と知人2人とも解約したい。 (40代男性)

(事例2)

友人の紹介で、資産プランナーと称する人から説明を聞いた。「海外のショッピングサイトでもうすぐ日本にも上陸する。代理店として登録し、ユーザーが増えればその買い物の量に対してキャッシュバックが受けられ、代理店になる人を紹介すれば儲かると勧められた。国内の販売代理店に入会申込書を送るよう言われ、会員登録料2,500米ドルをクレジットカードで支払った。しかし、日本上陸の情報はなく、解約して支払った代金を返金してほしい。 (40代女性)

(事例3)

娘が大学時代の先輩に勧められ、浄水器や空気清浄機を購入した。食事会がきっかけで「健康によい商品であり、人を紹介すれば喜ばれバックマージンも入る」と勧められて購入した商品がアパートに積まれている。 1年前の契約であるが、今から解約することはできないか。 (20代女性 相談者は父親)

県消費者センターの対応

(事例1)

英国国内法に基づく契約書面が交付されており、販売方法の違法性を理由に国内の販売担当者に対し返金交渉中です。

(事例2)

法定書面不交付を理由とし、販売店の日本代理店にクーリング・オフ通知を送致、海外本社へも英語で同内容を伝え、クレジット会社にはキャンセル処理を交渉中です。

(事例3)

病気が治る、長時間拘束して帰らせないなど販売方法の違法性を 理由として、業者に対し契約の取消を交渉中です。



アドバイス

「簡単にもうかる仕事」はありません。親しい間 柄であっても「おかしい」「必要ない」と思ったらはっ きりと断りましょう。

信頼できる友人や家族に相談したり、自分で関連情報を調べてみることもよいでしょう。

一人で悩む前に、最寄りの消費生活センターに 相談してください。

